

## 別紙様式2-1(交付金)

京都府様式

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金  
処遇改善計画書

## 1 基本情報

フリガナ	カブシキガイシャ ゼニガタ			
法人名	株式会社 銭形			
法人所在地	〒 6008357	京都市下京区黒門通五条下る柿本町594番地13		
フリガナ	ウエノ シンジ			
書類作成担当者	上野 真司	E-mail	ueno.shin@zenigata-kyoto.com	
連絡先	電話番号	075-353-4880	E-mail	

## 2 賃金改善計画について

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年2~5月分)	1,191,128	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,204,000	円	←○
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4~5月分)			
i ) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年4~5月分)	595,564	円	( 67.40 ) % ←○
ii ) 賃金改善の見込額(令和6年4~5月分)	602,000	円	
iii ) うち、基本給等による賃金改善の見込額 (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	401,400	円	
福祉・介護職員の賃金改善の見込額(参考)	541,800	円	
うち、基本給等による改善の見込額	361,200	円	( 66.67 ) %
(一月あたり) 180,600 円)			
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	60,200	円	
うち、基本給等による改善の見込額	40,200	円	( 66.78 ) %
(一月あたり) 20,100 円)			

## 【記入上の注意】

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。
  - I 交付金による賃金改善の見込額が交付金による収入額(交付金の見込額)以上となること
  - II 令和6年4~5月分の交付金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
  - ②「賃金改善の見込額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

## 3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	←○
---	---------------------------------------	----

## 【記入上の注意】

- 「処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。
- ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

#### 4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	基本給	<input checked="" type="checkbox"/>	決まって毎月支払われる手当(新設)	決まって毎月支払われる手当(既存の手当の増額)			
	上記以外(必ず選択)	手当(新設)		手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/>	賞与	該当なし(全て基本給等)	その他( )
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他( )								
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。								
②具体的な取組内容	・各月及び賞与で臨時処遇改善手当を支給 (支給額は、資格・経験・職責・業務内容・業務従事時間等を考慮して各人ごとに決定) 「福祉・介護職員」:一人当たり月額平均5,000円程度 「その他の職員」:一人当たり月額平均1,000円程度 ※賞与:加算による収入が月額で支給する当該手当の支給額を上回る場合、その差額							
	③ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情				

#### 5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目		証明する資料の例
✓	令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
✓	令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
✓	交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
✓	交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓	交付金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓	職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
✓	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

**令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支払に係る京都府国民健康保険団体連合会から京都府への支払口座情報の提供に同意します。**  
  
**計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。**

令和 6 年 4 月 18 日

法人名 株式会社 鉄形  
代表者 職名 代表取締役 氏名 上野 健司

##### 【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

様式2-2「③債権譲渡がある場合、別途届け出た口座」が〇の場合は、左欄で〇を選択し、以下に京都府へ届け出る口座を記入してください。

※上記に該当する場合のみ以下の口座情報を記載してください。債権譲渡先ではなく法人の口座へ振込させていただきます。

受取口座情報				
金融機関名	支店名	分類	口座番号	(フリガナ) 口座名義

※原則として、法人代表者名義の口座としてください。

#### (確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

1 賃金改善計画について	<input type="checkbox"/>
② 賃金改善の見込額が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額以上となっている	<input type="radio"/>
③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が交付金の見込額(令和6年4・5月分)の2／3以上となっている	<input type="radio"/>
2 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	<input type="checkbox"/>
処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている	<input type="radio"/>
3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法	<input type="checkbox"/>
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない	<input type="radio"/>
4 要件を満たすことの確認等	<input type="checkbox"/>
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	<input type="radio"/>
誓約について、空欄の項目がない	<input type="radio"/>
別紙様式2-2(補助金)	<input type="checkbox"/>
債権譲渡の事業所の国保連口座が「振込先口座」になっていない	<input type="radio"/>
国保連口座か、債権譲渡事業所用の振込口座として別途登録した口座のうち、「振込先口座」が1つだけ選択されている	<input type="radio"/>
①の債権譲渡の事業所がないのに、③の債権譲渡の届出口座が「〇」になっていない	<input type="radio"/>

## 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書(施設・事業所別個表)

## 京都府様式

法人名	株式会社 錦形
-----	---------

【記入上の注意】

・規定書類等の要件を満たす場合は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で交付金額以上となる貢

・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、複数枚提出すること。

・相談窓口等のサービスを用いて、介護給付費等の償還請求を行っている事業所がある場合、①の列で該当するものに「〇」を付けること。

・支払金の支払いは原則として、国保連合会に登録している都道府県等と、具体的には、そのため、被扶養者の希望を、②と③の会社で1つだけ選択すること。

・②の列で、①の償還請求以外の事業所の国保連合会の振込先口座への振込を希望するか、

・別途、都道府県の指定する様式で法へ、事業所の振込先の口座情報を都道府県に届け出た上で、③に「〇」を付けること。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額(見込額)の合計[円](d)	1,191,28
うち、令和6年4・5月分の交付金額(見込額)の合計[円](e)	595,564

通し番号	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	支払期間(c)	支付対象期間(d)	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込み額(g)(a×b×c)[円]	①償還請求金額(該当するものに限る)(b)	②国保連合会に二つだけ選択する場合のうち、令和6年4・5月分の交付金額(g)(a×b×c)[円]×1/2[円]	③償還請求金額がある場合のうち、別途届け出の希望
			都道府県	市区町村								
1	2610481497	京都市	京都市	訪問介護統形	居宅介護	一月あたり 障害者手当 (余和6年4 月から算定 見込みであ る場合)	○	13,973,249	1.6% 令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )	594,284	447,142	— ○ —
2	2610481497	京都市	京都市	訪問介護統形	重度訪問介護	○	267,874	1.6% 令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )	17,140	8,570	—	—
3	2610481497	京都市	京都市	訪問介護統形	行動授権	○	250,000	1.6% 令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )	16,000	8,000	—	—
4	2650400118	京都市	京都市	放課後等デイサービスこまち	放課後等デイサービス	○	2,467,545	1.1% 令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )	108,568	54,284	—	—
5	2610101657	京都市	京都市	訪問介護統形N	居宅介護	○	2,008,937	1.6% 令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )	128,568	64,284	—	—
6	2610101657	京都市	京都市	訪問介護統形N	重度訪問介護	○	102,687	1.6% 令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )	6,568	3,284	—	—
7	2610101657	京都市	京都市	訪問介護統形N	行動授権	○	312,526	1.6% 令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )	20,000	10,000	—	—
8		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
9		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
10		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
11		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
12		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
13		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
14		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
15		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
16		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
17		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
18		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
19		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—
20		京都府				—		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 ( 4 ヶ月 )			—	—